

65歳以上の方の 介護保険料が決まりました

基準額は
月額2,950円

第1号被保険者（65歳以上の方）の平成18年度から20年度までの介護保険料が決まりました。基準額は1か月2,950円で、所得に応じて6段階に分かれています。介護保険は、制度の定着に伴って急速に費用が増大しており、3年ごとに行われる見直しの中で今回の保険料が決定したものです。

表1 所得段階ごとの保険料額

区 分	対 象 者	保険料率	介護保険料	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税者）	基準額×0.50	17,700円	1,475円
第2段階	住民税世帯非課税者（課税年金収入額＋合計所得金額≤80万円）			
第3段階	住民税世帯非課税者（課税年金収入額＋合計所得金額＞80万円）	基準額×0.75	26,550円	2,212円
第4段階	住民税本人非課税者	基準額×1.00	35,400円	2,950円
第5段階	住民税本人課税者（合計所得金額＜200万円）	基準額×1.25	44,250円	3,687円
第6段階	住民税本人課税者（合計所得金額≥200万円）	基準額×1.50	53,100円	4,425円

納付はじめる時期は…

65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から納めます。

保険料の額は…

平成18年度から20年度までの3年間について、介護サービスにかかる費用の総額を見込んで決定されます。保険料は「表1」のとおり、第4段階を基準に、前年の所得に応じて6段階に分かれます。

税制改正による影響に配慮

今回の税制改正で、高齢者の個人住民税非課税限度額（前年の合計所得金額が125万円以下）が廃止されたこと等により所得段階が上がった方に対しては、保険料が急増しないよう、「表2」のとおり18年度と19年度は引き下げた額とし、平成20年度が通常の額（表1の額）となります。

なお、引き下げの対象者は、税制改正に伴って第4段階または第5段階となった方です。

介護保険料の納め方

年金から天引きする特別徴収と、納

表2 税制改正で所得段階が変わる方の保険料
（対象者は、平成17年1月1日現在65歳以上の方）

税制改正による 所得段階の変わり方	平成18年度		平成19年度	
	保険料率	金額	保険料率	金額
第1段階 第2段階 ⇒ 第4段階	基準額×0.66	23,364円	基準額×0.83	29,382円
第3段階 ⇒ 第4段階	基準額×0.83	29,382円	基準額×0.91	32,214円
第1段階 第2段階 ⇒ 第5段階	基準額×0.75	26,550円	基準額×1.00	35,400円
第3段階 ⇒ 第5段階	基準額×0.91	32,214円	基準額×1.08	38,232円
第4段階 ⇒ 第5段階	基準額×1.08	38,232円	基準額×1.16	41,064円

付書または口座振替により納付する普通徴収および普通徴収＋特別徴収があります。

《特別徴収の方》

年金額が18万円以上の方は、偶数月（4月・2月の年6回）に支払われる年金から、2か月分を天引きで納めることとなります。また、遺族年金・障害年金の方も対象者となります。

《普通徴収の方》

特別徴収に該当しない方は、納期（6月から1月まで毎月）ごとに市から送付する納付書で納めるか、口座振替での納付となります。口座振替には金融機関での手続きが必要です。

《普通徴収＋特別徴収の方》

昭和15年4月2日から16年4月1日に生まれた方、遺族年金・障害年金受

給者および17年度中の転入者のうち年金受給者は、6月から9月分は納付書により毎月納付し、10月以降は10月・12月・2月に年金天引きとなります。また、今回の改正で特別徴収の対象者の把握が年複数回となります。開始時期は市から送られる通知書等で確認ください。

納付書の送付

納付書は、6月15日ごろ郵送します。届きましたらご確認のうえ納付にご協力ください。特別徴収と口座振替の方には、保険料についてのお知らせを郵送します。

納付先と納期限

市役所または各支所、金融機関、郵便局で納付できます。

納期限は、各月の末日（12月は25日）、納期限が休日の場合は翌営業日です。

納付相談も行います

保険料を滞納（1年以上）すると、給付の一時差し止めや、サービス利用時の利用者負担割合の引き上げ（1割から3割）等を行う場合があります。また、災害等で納付が困難な場合は減額や免除が受けられる場合がありますのでご相談ください。

《問い合わせ先》

高齢者福祉課介護保険班

海上支所福祉室

飯岡支所福祉室

千潟支所福祉室

☎ 62-5308

☎ 55-3119

☎ 57-3118

☎ 68-1072